

守口市災害時等応援受入計画

令和7年 10 月
守口市水道局

目 次

1	計画の目的	1
2	本市の概況	1
	(1) 地勢・地質	
	(2) 住環境	
	(3) 水道の概況	
	(4) 給水人口・世帯数など（令和6年度末時点）	
3	守口市水道給水対策本部の設置	2
	(1) 守口市水道給水対策本部設置場所	
	(2) 受援基地設置場所	
	【守口市水道給水対策本部組織図（応援受入時）】	
	【応援要請の流れ】	
4	応援隊要請の流れ	5
	＜アクセス方法＞	
5	応援隊の集合場所	6
6	応援隊受付窓口	6
7	宿泊施設	6
8	食料等	6
9	車両等	6
10	情報・資機材・事務機器	7
11	給水基地	7
	(1) 守口市第一配水場	
	(2) あんしん給水栓	
12	必要水量	7
13	給水拠点	8
	【給水拠点位置図】	
14	重要医療機関	8
	【重要医療機関位置図】	
15	応援給水活動開始時の協議・調整事項	8
16	応急給水資機材（令和7年5月現在）	9
17	応急復旧計画	9
	(1) 配水池・ポンプ等の復旧	
	(2) 配水管の復旧	
18	応援復旧活動作業開始時の協議・調整事項	10
19	費用負担	10
20	守口水道の特徴的事項	12
	(1) 守口水道のシステム	

(2) 守口市の給水方式

(3) 使用材料

【配管標準図】

【別添資料集】

- ・資料-1「守口市第一配水場 給水基地位置図」
- ・資料-2「あんしん給水栓 位置図」
- ・資料-3「給水拠点 位置図」
- ・資料-4「守口市第二配水場 給水拠点位置図」
- ・資料-5「守口市大枝公園東側貯留管 給水拠点位置図」
- ・資料-6「守口市東郷配水場 給水拠点位置図」
- ・資料-7「重要医療機関 位置図」
- ・資料-8「守口市水道局 位置図」
- ・資料-9「配水場別の想定配水区域」
- ・資料-10「鉄蓋一覧」

1 計画の目的

守口市域において、大規模な災害等が発生し、水道施設に甚大な被害が生じた場合は、人的・物的資源などの支援を受けることが必要であり、(社)日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づく相互応援の仕組みにより、他都市水道事業体及び用水供給事業体等（以下「応援隊」という。）に応援要請を行うこととしています。

本計画は、大規模災害時において、本市に参集いただいた応援隊の協力のもと、応急給水及び応急復旧活動を行える体制を円滑かつ効率的に進めることを目的としています。

2 本市の概況

(1) 地勢・地質

本市は大阪平野のほぼ中央部、淀川左岸に位置しています。市域は、東西に 4,790m・南北に 5,345m・面積 12.71 km²で、概ね平坦地です。

地層は、旧淀川廃川地とこれにつづく堤跡（OP8.9m）からなる淀川の沖積層で、地表から 1 m 前後が土砂で、以深は砂層・粘土層・レキ層が不整合に重なった沖積層を形成し、それ以深には洪積層が広がっています。

(2) 住環境

本市は大阪市に隣接し、早くから住宅建設が進んだ西部地域と昭和 30 年以降に住宅開発が進んだ東部地域に大別できます。

市街地の状況は、小規模な建売住宅などにより、敷地が狭小化・高密度化しています。また、建替え時期を迎えた過密・狭小な木造共同住宅や長屋建ての住宅は、戸建て住宅等に建て替わりつつあります。

一方、国道 1 号沿いや駅周辺を中心に建築物の中高層化など土地利用の高度化も進んでおり、その結果、貯水槽を設置している建築物の数は、約 1,400 棟に及んでいます。

(3) 水道の概況

守口市の水道は、大正 14 年 2 月に守口町が認可を得て配水管を布設し、同年 11 月大阪市から浄水の供給を受け通水をしたのが始まりであり、水道創設 100 年の歴史を有しています。

昭和 9 年 11 月に三郷村が水道布設の許可を得て、現在の配水場の地に浄水施設も合わせて建設し、昭和 11 年 2 月から給水を開始しました。

昭和 11 年 3 月に守口・三郷上水道組合を結成し、取水施設の増設、ろ過池の建設工事などを行い、浄水場の拡充に努め、その後、7 次に関

たる拡張事業（昭和 12 年～51 年）、9 次にわたる配水管等整備事業（昭和 49 年～令和 2 年）を行い、その間、より管体強度の高いダグタイル 鋳鉄管への移行を進め、震災に最も弱いとされる石綿セメント管の完全 解消を図るとともに、令和 4 年からは、第 10 次配水管整備事業（5 カ 年計画）では、年間の布設延長を引き上げ、耐震性の強化及び危機管理 対策の強化を図っています。

令和 6 年 4 月からは、大阪市と浄水場を共同で所有・運用し、施設の 基盤強化を見据えた広域化を推進しています。

（４） 給水人口・世帯数など（令和 6 年度末時点）

給 水 人 口	1 4 0 , 8 6 8 人
給 水 世 帯 数	7 4 , 5 7 2 世帯
市 域 面 積	1 2 . 7 1 km ²
配 水 管 延 長 距 離	3 1 4 . 4 8 km
1 日 平 均 配 水 量	4 1 , 7 9 0 m ³
1 人 1 日 配 水 量	2 9 6 ㍓

３ 守口市水道給水対策本部の設置

本市域内において、震度 4 以上の地震が発生した場合等には、迅速かつ的 確に被害状況の把握と応急対策を実施するため、「守口市水道給水対策本部」 を設置することとしています。

（１） 守口市水道給水対策本部設置場所

守口市水道局 3 階会議室（守口市八雲北町 3 丁目 37 番 31 号）

※なお、被害の状況等により変更となる場合があります。

（２） 本部会議

災害対策に関する重要事項について審議し、決定する。

【重要事項】

- ①組織動員命令 ②関係団体との連絡調整 ③関係機関による応援活動 の全体調整 ④被害状況の把握 ⑤応援要請内容（物的・数量）
- ⑥職員配置（ローテーション）⑦応急給水計画及び応急復旧計画の決定
- ⑧その他災害対応に関する重要事項

４ 受援基地の設置

本市域において、大規模な災害等により、水道施設に甚大な被害が生

じ、断水が発生した場合で、本市のみでの対応が困難な場合においては、「日本水道協会大阪府支部管内における災害時相互応援に関する実施要領」に基づき、他の水道事業体に対して応援を要請することとし、その場合、受援基地を設置することとしています。

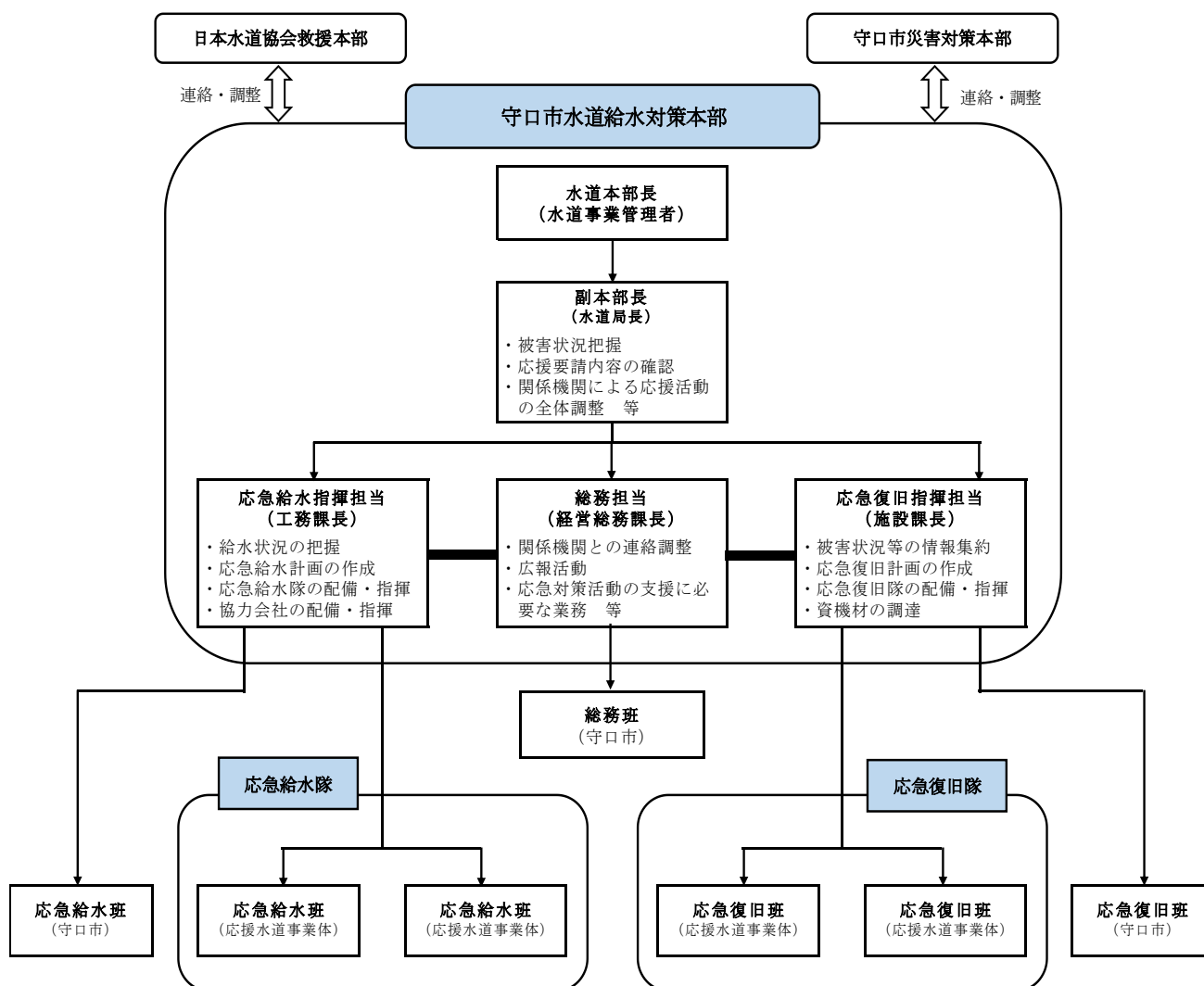
(1) 受援基地設置場所

守口市水道局 1 階会議室（守口市八雲北町 3 丁目 37 番 31 号）

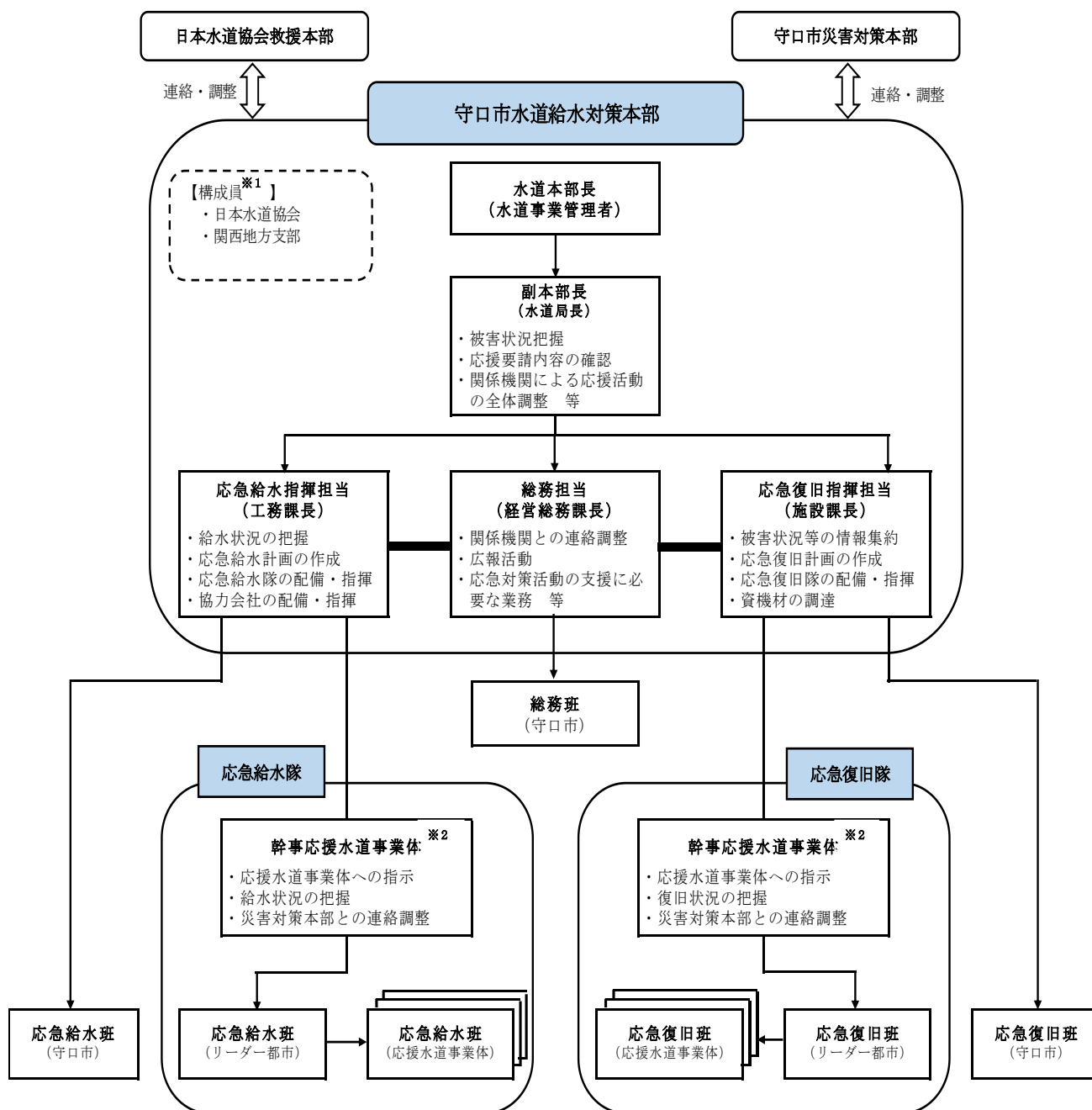
※なお、被害の状況等により変更となる場合があります。

【守口市水道給水対策本部組織図（応援受入時）】

《応援要請あり（幹事水道事業体設置なし）の場合》



《応援要請あり（幹事水道事業体設置あり）の場合》



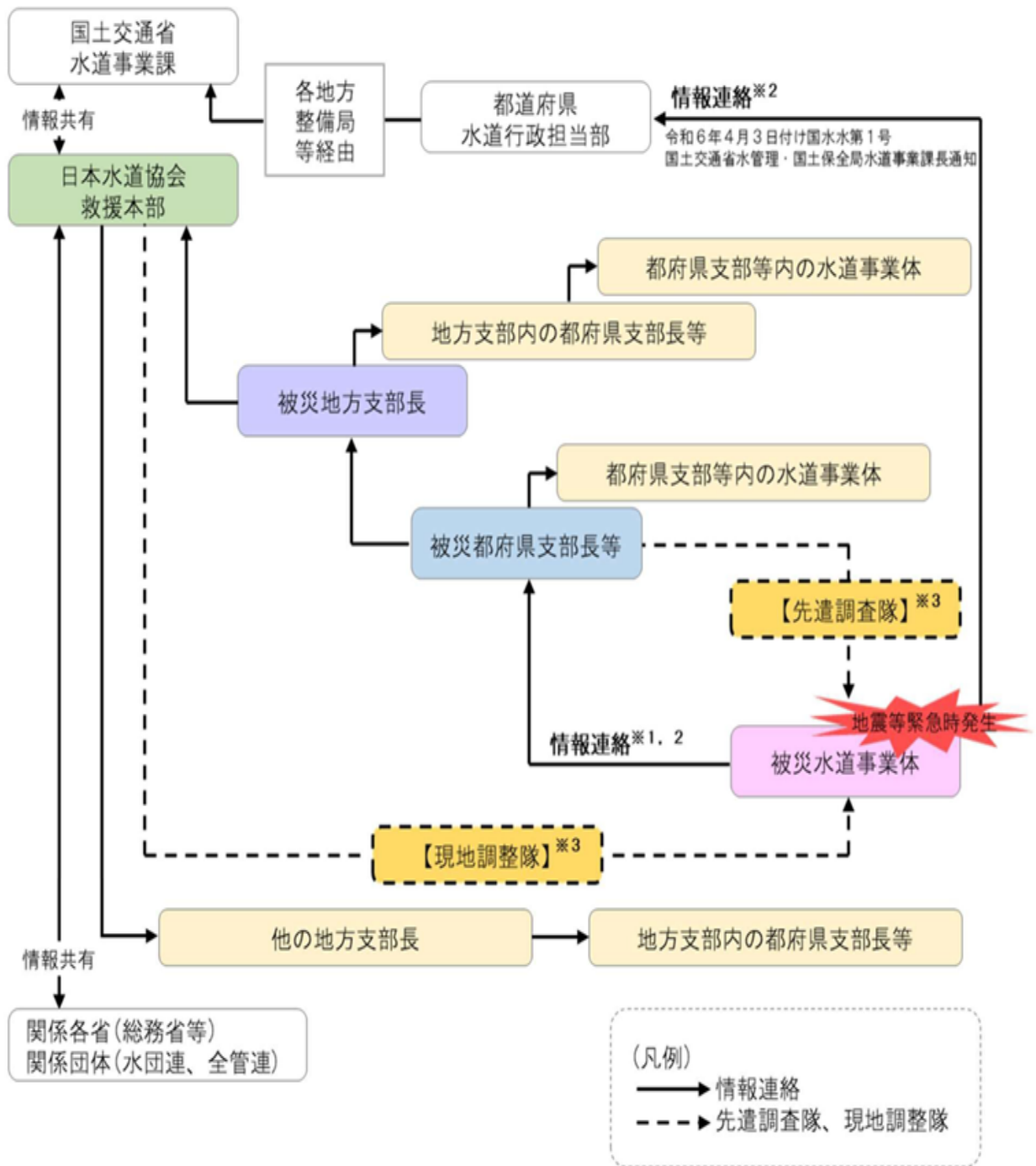
※1 水道給水対策本部は、本市を中心として、日本水道協会、関西地方支部、大阪府支部等により構成されることも想定されます。

※2 災害により、水道施設に大規模な被害を受けた場合など、必要に応じて、局災害対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業体を設置します。

5 応援隊要請の流れ

(社)日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」＜第1章相互応援の一般事項 4 応援要請＞に基づく相互応援の仕組みにより、他都市水道事業体及び用水供給事業体等（以下「応援隊」という。）に応援要請を行うこととしています。

【応援要請の流れ】



6 応援隊の集合場所

応援隊の集合場所は、守口市水道局（守口市八雲北町3丁目37番31号）とします。

なお、被害の状況等により、変更となる場合があります。

<アクセス方法>

- ① 近畿自動車道（松原方面）摂津南 IC から7分
- ② 近畿自動車道（吹田方面）大東鶴見 IC から18分
- ③ 阪神高速道路（守口線）守口出口から3分

別添「資料－8 守口市水道局位置図」のとおり。

7 応援隊受付窓口

応援隊の受入れにあたりまして、受付窓口を本市水道局庁舎1階（受援基地内）に設置しますので、集合場所に到着後、受付を行ってください。

受付時において、連絡先や構成等を日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」の様式15「応急給水応援体制報告書」又は同手引きの様式20「応急復旧応援体制報告書」により確認させていただきますので、受付窓口に提出してください。

また、応援隊の受入れや要望等については、守口市水道給水対策本部の受援班が対応します。

なお、被害の状況等により、受付窓口の設置場所が変更となる場合があります。

8 宿泊施設

本市で宿泊施設を手配することは困難となることが予想されますので、応援隊で確保いただきますようお願いします。

9 食料等

食料や飲料水が不足する状況が続くことが想定されますので、応援隊で確保いただきますようお願いします。

10 車両等

被災状況によっては、緊急車両以外の一般車両の通行が禁止・制限されることがありますので、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署で緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けてください。交付後は、証明書を車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲示してください。

車両等の燃料については、受援班から補給場所及び方法を提供します。

11 情報・資機材・事務機器

応援活動が円滑に行えるよう、地図（現場までの経路図）や図面、マニュアル等は、応急給水班又は応急復旧班で用意します。

ただし、必要な事務機器や資機材は、原則、応援隊で準備をお願いします。

12 給水基地

応急給水班が給水車に水を注水する場所として、守口市第一配水場を給水基地として設定します。

配水池または浄水場からの送水管が被害を受け、配水場が給水基地として機能しないときは、給水車への注水場所として、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」等を活用することとしています。

(1) 守口市第一配水場

守口市八雲北町3丁目38番29号

別添「資料－1 守口市第一配水場給水基地位置図」のとおり

(2) あんしん給水栓

別添「資料－2 あんしん給水栓位置図」のとおり

13 必要水量

災害発生直後の混乱期における住民の飲料水については、少なくとも生命維持に必要な水量を確保することとしています。

必要給水量は、被害状況及び避難状況等により検討するとともに、応急復旧状況を考慮して、順次給水していくこととしています。

(1) ステージ1：生命維持に必要な1人1日3ℓ程度の水量

この期間は、災害発生直後の混乱期3日程度として、 $1,350 \text{ m}^3$ （15万人×3ℓ×3日）を最低限確保し、拠点給水・運搬給水等によって対処することとしています。

(2) ステージ2：炊事・洗面などの生活に最小限必要な水量

この期間は、概ね1週間までの期間で、順次給水拠点を拡大し、給水量の増量を図ることとしています。

(3) ステージ3：若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量

この期間は、概ね2週間までの期間で、配水管路等の復旧・通水状況に応じて仮設給水栓を設置することで、給水量の増量を図ることとしています。

(4) ステージ4：災害前とほぼ同じ水準の水量

この期間は、概ね4週間までの期間で、各戸給水を目標としますが、給水装置の状況によっては仮設給水装置の設置により対処することとしています。

14 給水拠点

災害発生直後における給水拠点については、市内をブロック分けし、水道局第二配水場、大枝公園東側貯留管、東郷配水場（東郷東公園）の3箇所とし、以降、被害状況等を踏まえ、給水拠点の拡大を図ることとしています。

また、市内重要医療機関及び重要施設に至る給水ルートを優先復旧させ、配水管上の消火栓に仮設給水栓を設置し、新たな給水拠点として活用することとしています。

【給水拠点位置図】

別添「資料－3 給水拠点位置図」のとおり

別添「資料－4 守口市第二配水場 給水拠点位置図」のとおり

別添「資料－5 守口市大枝公園東側貯留管 給水拠点位置図」のとおり

別添「資料－6 守口市東郷配水場 給水拠点位置図」のとおり

15 重要医療機関

守口市内の透析施設を有する重要医療機関への医療用水については、応急給水の応援に関する協定を締結している事業者による運搬給水としていますが、状況に応じて、応援隊にも運搬給水を行っていただきます。

【重要医療機関位置図】

別添「資料－7 重要医療機関位置図」のとおり

16 応援給水活動開始時の協議・調整事項（②、③及び⑤は日々調整）

- ①体制 ☐ 給水タンク車等の台数、班数（人数） ☐ 交代時期
☐ 給水容器の有無 ☐ 広報手段の有無 ☐ 通信連絡手段
☐ 連絡窓口
- ②給水場所 ☐ 応急給水場所 ☐ 給水基地
- ③給水方法 ☐ 給水拠点方式（拠点給水または運搬給水）
☐ 配置設備（仮設水槽設置や受水槽等）
☐ 給水容器等の配布
- ④指揮系統
- ⑤報告事項 ☐ 本日の給水場所 ☐ 運搬頻度 ☐ 状況 ☐ 要望
☐ 状況写真（必要に応じて）

17 応急給水資機材（令和7年5月現在）

2 t 用給水タンク	1 基	ステンス 1 基
給水容器等		
① 6 ℓ 応急給水ポリ袋	16,400 個	
② 490 ml アルミ缶	19,152 本	
給水バルーン 1,000 ℓ	13 基	仮設水槽
フジコン 1,000 ℓ	3 基	仮設水槽
フジコン 500 ℓ	3 基	仮設水槽
給水用車両		
① 3.0 t ダンプ 給水タンク 2,000 ℓ 積載用	1 台	※ステンスタック パトカー
② 小型特殊 携帯用給水ポリタンク運搬用	1 台	
③ 軽貨物	3 台	
④ 加圧式給水車 給水タンク 1,700 ℓ 積載	1 台	
⑤ 仮設水槽・資機材積載用ダンプ	2 台	
※必要に応じて指定給水装置工事事業者から車両を借用予定。		
水中ポンプ	4 台	
※必要に応じて指定給水装置工事事業者から車両を借用予定。		
小型発電機	5 台	
※必要に応じて指定給水装置工事事業者から車両を借用予定。		

18 応急復旧計画

水道施設の被害状況について情報を把握・分析し、迅速・適切な復旧方針を決め、応急復旧計画を作成することとしています。

このため、想定される災害を基に、応急復旧の細目（手順など）を本市において事前に定め、災害時に速やかに対処できるよう努めます。

（1）配水池・ポンプ等の復旧

市内へ配水する機能の回復を最優先に、復旧作業は次の順序により速やかに行うこととしています。

- ① 施設を熟知している職員による被害箇所の確認の後、重要な施設から機能回復に必要な復旧を行います。
- ② 機械・電気並びに計装設備等に被害を受け、配水機能に支障が生じている場合は、修理業者やメーカーなどの専門技術者を緊急に要請し、応急復旧にあたります。
- ③ 停電に際しては、優先的に電力供給が受けられるよう電力供給事業者（関西電力）と協議を行います。

(2) 配水管の復旧

配水管路の応急復旧は、次の優先度により復旧を進めることとしています。

① 第1次応急復旧

配水幹線の応急復旧が完了し、配水管上の消火栓上に臨時の仮設給水栓を設置することで、生活に必要な最小限の水を給水し終えるまでの段階を第1次応急復旧とします。

管路の被害が大きく給水が困難な場合や復旧作業に長時間を要する場合は、仮設配管による通水などを行うこととしています。

ア 配水幹線

イ 重要医療機関や重要施設などに至る管路

ウ 給水拠点に至る管路

エ 福祉施設等に至る管路

オ 臨時の仮設給水栓設置管路

② 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、臨時の仮設給水栓が拡大設置され、通常の生活に必要な水の給水が概ね可能となった時点で、各戸給水を目標に復旧作業を行うこととしています。

19 応援復旧活動作業開始時の協議・調整事項(②、④、⑤及び⑧は日々調整)

- ①体制 ☐ 班数(人数) ☐ 交代時期 ☐ 連絡窓口
☐ 配水操作の可否 ☐ 施工業者との契約 ☐ 通信連絡手段
- ②復旧対象 ☐ 復旧対象管路 ☐ 復旧順序
☐ 復旧方法(区域指定・局職員同行・作業指示)
- ③資機材の準備状況
☐ 給配水止水用キー ☐ 土砂運搬車両 ☐ 漏水調査機器
☐ カメラ ☐ 黒板など
- ④復旧方針・範囲
- ⑤守口市が指定する材料・工法等
- ⑥被災状況確認資料(漏水状況、復旧状況ほか)
- ⑦指揮系統
- ⑧報告事項 ☐ 復旧済み管路 ☐ 通水済み地区
☐ 翌日の復旧予定管路 ☐ 翌日の通水予定地区

20 費用負担

費用負担の基本的な考え方は、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、応援水道事業体が応援活動を行うに当たり特別に費用を

要した場合には、その費用は本市の負担とします。ただし、職員の人件費等(給料等)で応援水道事業体が平常時から必要とする費用等は、応援活動に係った費用であっても、応援水道事業体の負担とします。

【費用の負担区分一覧】

費 用	受援水道事業体が負担する費用	応援水道事業体が負担する費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当、 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費(日当含む)	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手、直管、異形管 弁栓類、弁さょう、鉄蓋類 等	
工事請負費	工事請負費(材料費、労務費、機 械器具損料、滞在費、諸経費等)	
委託費	委託費(漏水調査業務等)	
車両、機材等の 費用	燃料費(ガソリン、軽油) 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費(弁当等) 宿泊費(仮設ハウス設置費用、ホ テル等宿泊費)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服(防寒服・割当のない職員 分・クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 消火器 地図 コピー代	写真代「記録・報告・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的 な処置に係る費用 第三者に対する損害賠償金の負 担「応援作業中の事故等」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負 担 「往復途上の事故等」

21 守口水道の特徴的事項

(1) 守口水道のシステム

本市では、令和6年4月1日から、庭窪浄水場を大阪市と共同で所有し運用しています。

共同化後の庭窪浄水場施設の運転管理、設備管理及び安全衛生管理に関する業務並びに施設整備は大阪市が代表して実施しています。

本市域への水道水供給については、守口市配水場及び東郷配水場の2系統からのポンプ圧送による供給であり、具体的には、庭窪浄水場で処理された水を守口市配水場内配水池に受水し、ポンプ圧送により供給しています。

ただし、本市域南部の一部地域のみ、大阪広域水道企業団の浄水を東郷配水場で一旦受水し、ポンプ圧送により供給しています。

別添「資料－9 配水場別の想定配水区域」のとおり

(2) 守口市の給水方式

本市で採用している主な給水方式としては、直結式（直結直圧式及び直結増圧式）や受水槽方式となっています。

(3) 使用材料 別添「資料－10 鉄蓋一覧」

①配水管

- ・φ50mm以下

耐衝撃性塩化ビニル管（H I V P）TS継手

- ・φ75mm以上

昭和43年度以前は鋳鉄管1種管（C I P）

昭和44年度以降D I P 1種管（A、T、K、S、SⅡ、NS、GX形）

平成17年度以降D I P（内面エポキシ樹脂粉体塗装管）採用

※φ150以下で耐衝撃性塩化ビニル管（H I V P）TS継手を一部使用

※国道・水路下横断部等でPIPにより配水用ポリエチレン管（H P P E）を一部使用

※水管橋や橋梁添架管で鋼管及びステンレス管を一部使用

※管明示テープ（支給品）、管明示シート、ポリエチレンスリーブを使用

②弁栓類

○仕切弁・不断水簡易仕切弁・不断水分岐仕切弁

本体：内ねじ式 右開、左閉 JIS B 2062・JWWA B 120

キャップ形状 JWWA Z 103

※仕切弁は昭和 57 年度以降ソフトシール仕切弁を使用

鉄蓋：水道用円形鉄蓋 JWWA B 132

室枠：水道用レジンコンクリート製ボックス JWWA K 148

※ただし、一部でレンガ積みやコンクリート製ボックスがあります。

○バタフライ弁

本体：右開、左閉 JWWA B 138

キャップ形状 JWWA Z 103

鉄蓋：φ600・φ900×φ600・防水鉄蓋(ボルト固定)等

室枠：1・2号マンホール・弁室ピット

※ただし、一部水道用レジンコンクリート製ボックス JWWA K 148 や
コンクリート製ボックス等があります。

○地下式消火栓・管理孔

本体：単口 左開、右閉 JWWA B 103 準拠品

補修弁：ボール弁 レバー式

鉄蓋：水道用円形鉄蓋 JWWA B 132 及び水道用角形鉄蓋 JWWA B
133

室枠：水道用レジンコンクリート製ボックス JWWA K 148

※ただし、一部でレンガ積みやコンクリート製ボックスがあります。

○空気弁

本体：水道用急速空気弁 JWWA B 137 又は準拠品

埋設部

鉄蓋：水道用円形鉄蓋 JWWA B 132 及び水道用角形鉄蓋 JWWA B
133

室枠：水道用レジンコンクリート製ボックス JWWA K 148

※ただし、一部でレンガ積みやコンクリート製ボックスがあります。

○観測孔・計測室

本体：補修弁直上に町野式口金フランジを取付け

補修弁：ボール弁 レバー式

鉄蓋：角型取手付鉄蓋・水道用角形鉄蓋 JWWA B 133

室枠：水道用レジンコンクリート製ボックス JWWA K 148 コンクリ
ート製ボックス

③ 給水管

- ・配水管からの給水管取り出しについては、口径50以下についてはサドル付分水栓を採用し、口径75以上については割T字管を採用しています。

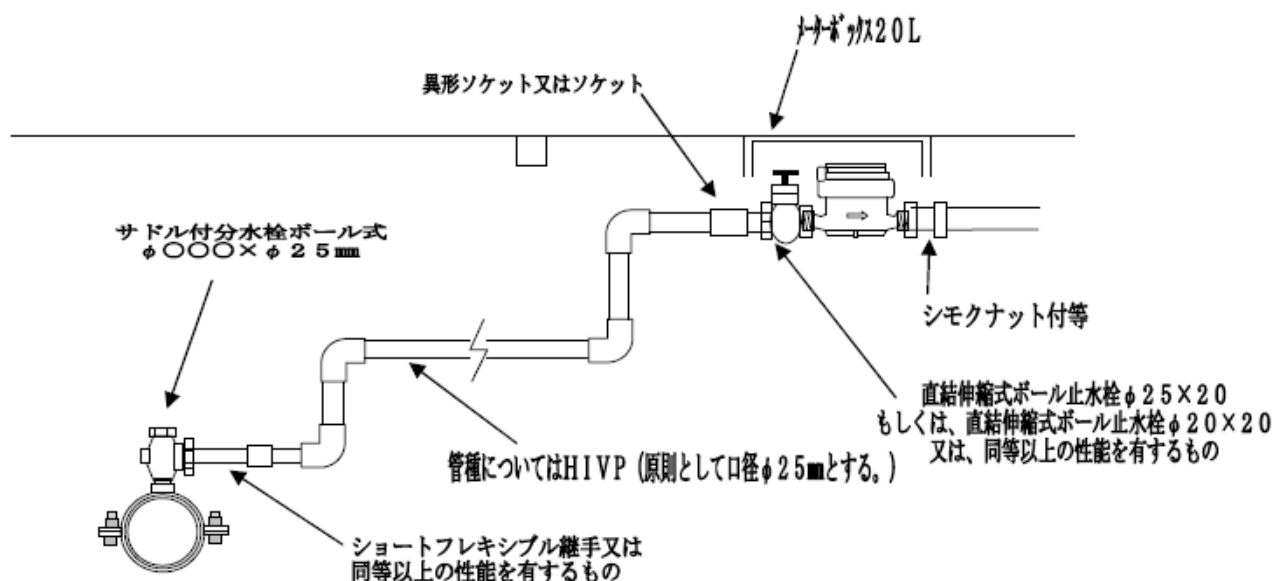
- ・給水管種については、口径50以下は耐衝撃性硬質塩化ビニル管（TS継手）とし、口径75以上については原則としてダクタイル鋳鉄管を採用しています。

ただし、口径75以上の場合でも、一部の給水管については耐衝撃性硬質塩化ビニル管（TS継手）が使用されている場合があります。

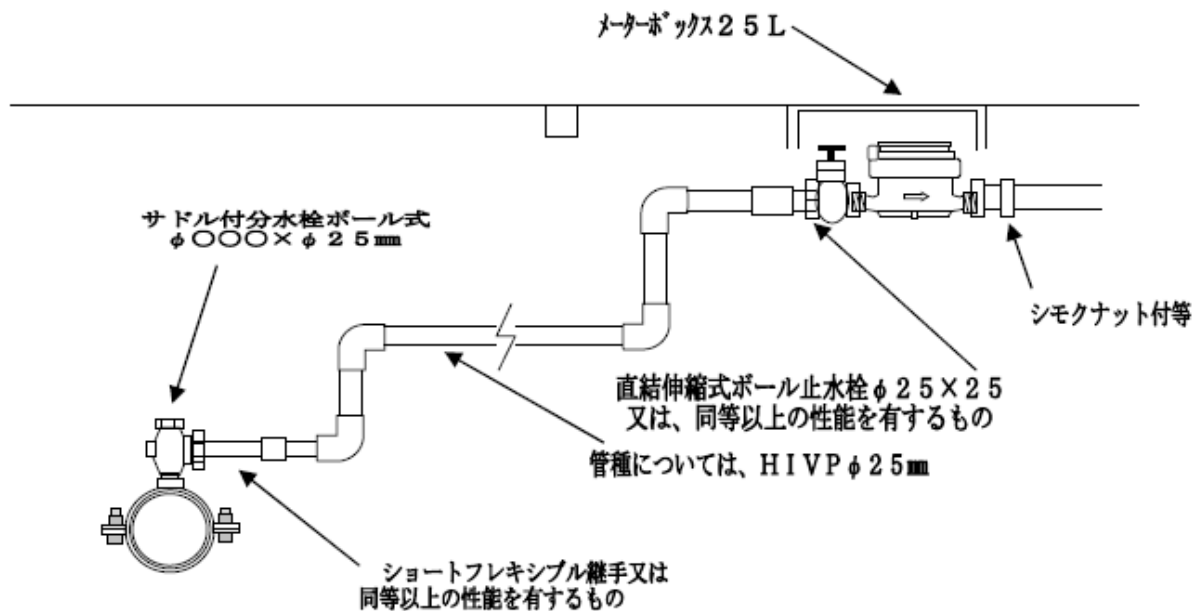
- ・止水用器具については、口径25以下については直結伸縮式ボール止水栓、口径40及び50についてはゲートバルブ10Kを採用し、口径75以上については仕切弁を採用しています。

なお、現時点で本市では、給水管（市水道メータ上流側まで）にポリエチレン管やステンレス管は採用しておりません。

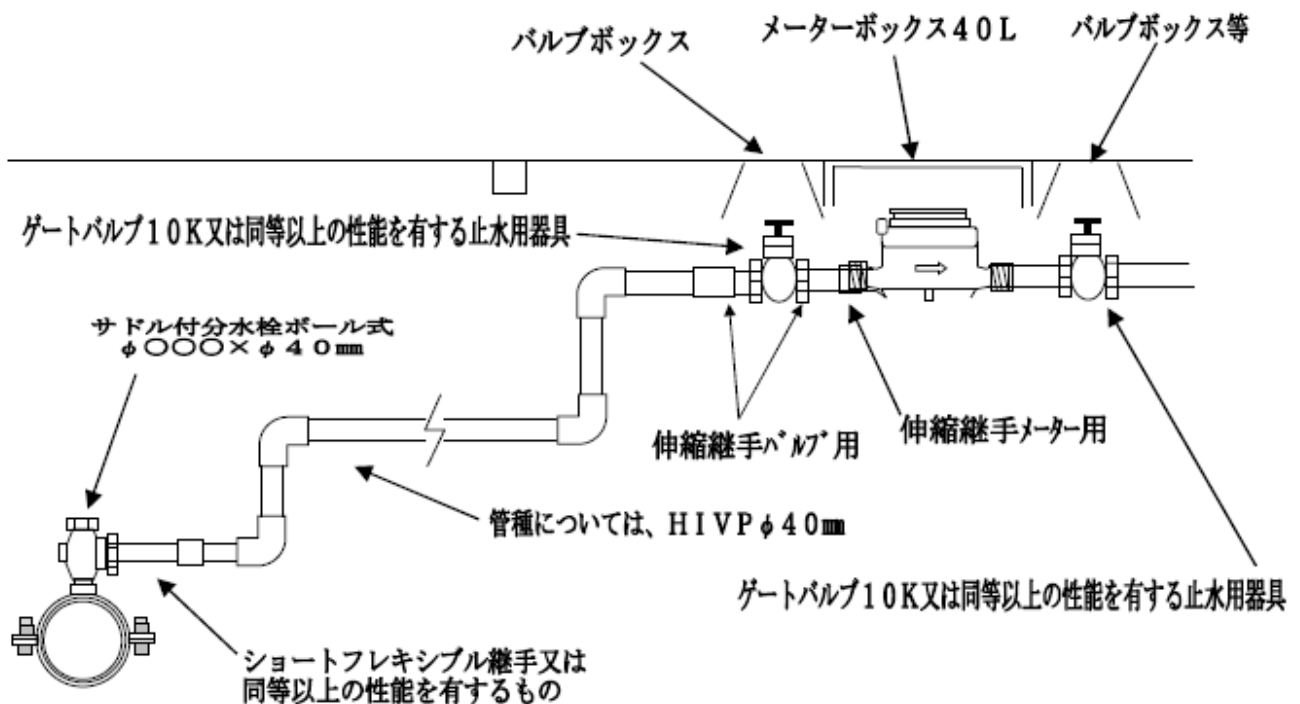
配管標準図（20mm）



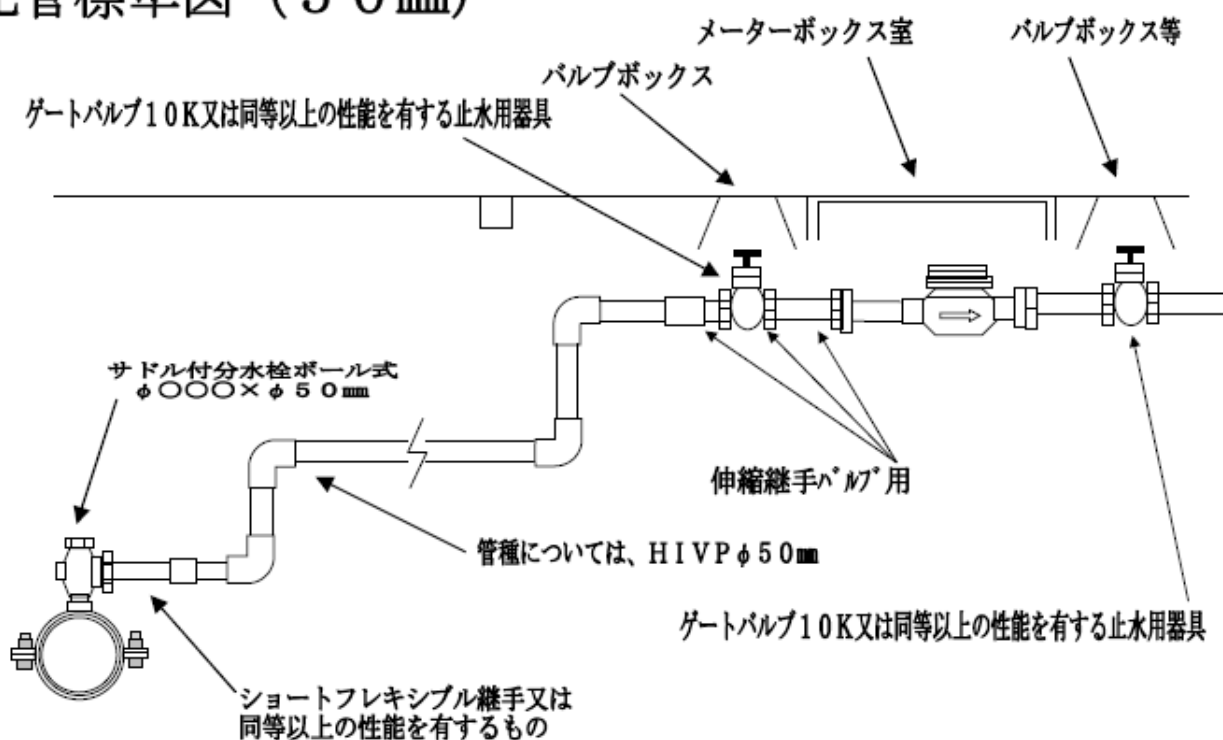
配管標準図（25mm）



配管標準図（40mm）



配管標準図（50mm）



配管標準図（75mm）

